

訪問介護重要事項説明書別紙

※表中の利用者負担額は、上段が1割負担、中段が2割負担、下段が3割負担の金額です。

[別表1]

	サービス提供時間数	20分未満		20分以上 30分未満		30分以上 1時間未満		1時間30分以上 30分を増すごと		
	サービス提供時間帯	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	
身体介護	昼間(午前8時 ～午後6時	1766円	177円	2644円	265円	4195円	420円	6146円 888円	に を加算	
			354円		529円		839円			1230円 に 178円 を加算
			530円		794円		1259円			1844円 に 267円 を加算
	早朝(午前6時 ～午前8時) 夜間(午後6時 ～午後10時	2211円	222円	3306円	331円	5246円	525円	7685円 1116円	に を加算	
			443円		662円		1050円			1537円 に 224円 を加算
			664円		992円		1574円			2306円 に 335円 を加算
	深夜(午後10時 ～午前6時)	2655円	266円	3967円	397円	6298円	630円	9224円 1333円	に を加算	
			531円		794円		1260円			1845円 に 267円 を加算
			797円		1191円		1890円			2768円 に 400円 を加算
	生活援助	サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分 以上 45分未満		45分以上					
		昼間	1940円	194円	2384円	239円				
				388円		477円				
582円				716円						
早朝・夜間		2428円	243円	2981円	299円					
			486円		597円					
			729円		895円					
深夜		2915円	292円	3577円	358円					
			583円		716円					
			875円		1074円					

[別表2]

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
緊急時対応加算	1084円	109円	1回の要請に対して1回
		217円	
		326円	
初 回 加 算	2168円	217円	初回のみ
		434円	
		651円	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1084円	109円	初回のサービスが行われた月
		217円	
		326円	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2168円	217円	初回のサービスが行われた月以降3か月の間、1月あたり
		434円	
		651円	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 224/1000	左記の1割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)
		左記の2割	
		左記の3割	

※ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。

※ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)は、サービス提供責任者が指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービスを行った場合に加算します。

※ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、利用者に対して指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等が指定訪問リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行し当該理学療法等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行った場合に加算します(Ⅰを加算する場合には加算しません)。

※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員(等)の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※ 地域区分別(4級地)の単価を含んでいます。